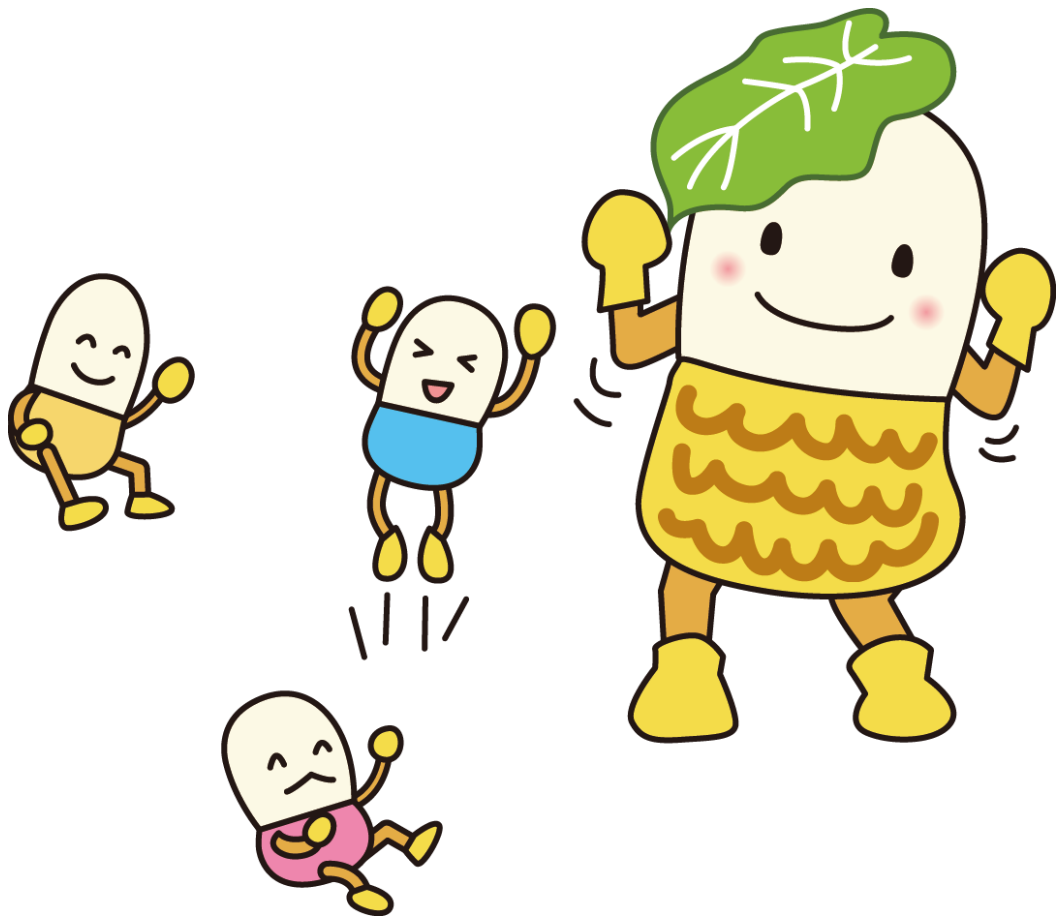


令和6年度

保育所等入所(園)の手引き



— 四国中央市 —

【お問い合わせ先】

四国中央市保育幼稚園課

☎ 0896-28-6022

もくじ

1. 入所申込みから利用決定までの流れ・・・・・・・・・・1 ページ
2. 子どものための教育・保育給付について・・・・・・・・・・2 ページ
3. 教育及び保育の必要性の認定・・・・・・・・・・3 ページ
4. 入所申込(教育・保育給付認定申請)の手続き・・・・・・・・5 ページ
5. 入所申込みに必要な書類・・・・・・・・・・6 ページ
6. 申込みについての注意事項・・・・・・・・・・7 ページ
7. 利用調整について・・・・・・・・・・7 ページ
8. 保育施設利用調整実施基準・・・・・・・・・・8 ページ
9. 保育料について・・・・・・・・・・9 ページ
10. 0～2歳児(保育認定)の保育料基準額表・・・・・・・・10 ページ
11. 3～5歳児の副食費について・・・・・・・・・・11 ページ
12. その他の保育サービスについて・・・・・・・・・・12 ページ
13. 申込書の記入例・・・・・・・・・・13 ページ
14. 利用施設一覧・・・・・・・・・・15 ページ



1. 入所申込みから利用決定までの流れ

【令和6年4月1日から入所を希望する場合（新規入所）】

(1) 申込受付（入所申込書及び入所申込に必要な書類の提出）

【受付期間】 11/1（水）～11/15（水）の受付指定日 【受付時間】 9:00～16:30

- ・ 10月号広報の受付一覧表をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ
第1希望の受付会場の受付日(指定日)に提出してください。

【受付期間に申込みできない場合】 11/16（木）～11/20（月） 【受付時間】 8:30～17:00
保育幼稚園課または川之江・土居福祉窓口でお申し込みください

(2) 保育の必要性の認定・利用調整

【期間】 12月上旬から1月

- ・ 保育を必要とする事由（3ページ参照）や就労等の時間に応じて認定を行います。
- ・ 採点基準（8ページ）をもとに点数化し、優先度の高さを決定し利用調整します。

(3) 利用調整結果通知

【通知予定】 1月下旬～2月上旬

- ・ 「利用調整結果通知書」及び「支給認定事項通知書」の送付
- ・ 希望施設に入園できない場合は「支給認定事項通知書」及び「入所保留通知書」の送付

(4) 利用決定

- ・ 保育料は入所後、園を通じてお知らせします。

【年度途中の入所を希望する場合（途中入所）】 ※入所希望日の6か月前から申込みできます。

(1) 申込受付（入所申込書及び入所申込に必要な書類の提出）

【提出先】 保育幼稚園課または川之江・土居福祉窓口 【受付時間】 8:30～17:00

- ・ 希望施設に空きがない場合は、入所待ちになります。
- ・ 入所希望月の前月10日(土・日・祝の場合は直前の開庁日)が申込締切日です。(申し込みは随時受け付けますが、前月10日までに申請があった方から優先的に選考します)。

(2) 利用決定

- ・ 入所希望月の前月20日頃に調整結果に関する通知書を発送します。

【面談について】

〈新規入所の場合〉 利用調整結果通知書発送後に行います。（一部施設を除く）

〈途中入所の場合〉 入所案内後に行います。



2. 子どものための教育・保育給付について

平成 27 年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、就学前の子どもの教育・保育を保障するための「給付制度」と「支給認定制度」が導入されました。

新制度に移行した幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する場合、教育・保育給付費の支給について認定申請を行い、教育認定（1号）または保育認定（2・3号）を受ける必要があります。

◆給付費は、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さまへの直接の給付ではなく、市から施設等に支払う仕組み（法定代理受領と言います。）となっています。

◆認定こども園・保育所・地域型保育などの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業所をご利用ください。

※利用施設一覧については、15、16 ページをご覧ください

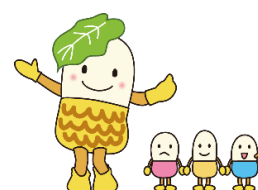
【施設の種類の】

施設の種類の	内 容
幼稚園	小学校以降の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。
保育所	就労等の理由により家庭で保育のできない保護者によって保育を行う施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
地域型保育	保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳児の保育を行う施設です。 ※現在四国中央市では小規模保育及び事業所内保育の提供を行っています。



令和6年度クラス年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和5年4月2日 ~
1歳児クラス	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日
2歳児クラス	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日
3歳児クラス	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日
4歳児クラス	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日
5歳児クラス	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日





3. 教育及び保育の必要性の認定

(1) 認定の内容

幼稚園・認定こども園・保育園等の施設を利用するには、認定を受けることが必要となります。

認定区分	内 容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	認定こども園（教育部分） 幼稚園
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育を必要とする場合	認定こども園（保育部分） 保育所
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育を必要とする場合	認定こども園（保育部分） 保育所、地域型保育事業所

*1 認定こども園の1号認定(満3歳になった時点から利用することができます。
(公立認定こども園は3歳児以上)

◎共働き家庭でも幼稚園または
こども園の教育部分を利用したい場合



1号認定を受けることとなります。また、新宮幼稚園及び私立認定こども園では、預かり保育を利用することができ、市から保育の必要性の認定（新2号及び市民税非課税世帯の新3号認定）を受けることにより、利用料が日額450円まで無償になります。

(2) 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、保護者(父・母)が次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
月64時間以上の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間
妊娠・出産	産前8週目が属する月の初日から 産後8週目の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間
保護者の疾病、障がい	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間
親族の介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間
災害復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
求職活動 (起業準備を含む)	入所後90日を経過する日の月末まで	保育短時間
保護者の就学	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間 または保育短時間
育児休業中の継続利用	育児休業に係る子が満1歳を迎える日の月末まで	保育短時間
虐待やDVのおそれ	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
その他、上記に類する状態として市が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または保育短時間

※認定区分が標準時間の場合、保護者の希望により短時間を選ぶことも可能です

(3) 保育の必要量

保護者の就労時間や「保育を必要とする事由」の種類により、預かり時間を最大 11 時間とする「保育標準時間」と、最大 8 時間とする「保育短時間」とに分けて「保育の必要量」の認定をします。

保育標準時間	1 日あたり最大 11 時間までの利用（11 時間を超えての利用は延長保育）
保育短時間	1 日あたり最大 8 時間までの利用（8 時間を超えての利用は延長保育）

※実際にご利用いただける時間帯は、家庭でお子さまを保育することができない時間帯のみです。

<利用時間について>

《保育標準時間認定の場合》7 時 30 分から 18 時 30 分まで（11 時間）

7:00	7:30		18:30	19:00
延長保育 ^(*1)	11 時間のうち保育を必要とする時間			延長保育 ^(*1)

《保育短時間認定の場合》8 時 30 分から 16 時 30 分まで（8 時間）

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
延長保育 ^(*1)	延長保育 ^(*2)	8 時間のうち保育を必要とする時間		延長保育 ^(*2)	延長保育 ^(*1)

- *1 妻鳥・東・土居・みしま乳児保育園については、勤務状況等により必要と認められる場合、11 時間の枠を超えての利用が認められます。
- *2 勤務状況等により必要と認められる場合、開園時間の範囲内において、8 時間の枠を超えての利用が認められます。
- *3 保育施設しゃぼん玉のみ利用時間が異なります。詳しくは 16 ページをご覧ください。

※延長保育の利用料金については、各施設にお問い合わせください。





4. 入所申込（教育・保育給付認定申請）の手続き

教育認定を受ける場合

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合は、施設への入所申込みを経て、入所決定後に施設を通じて教育・保育給付認定申請をしてください。なお、申込みの際は、家庭状況に応じて必要な書類があります。（6 ページ(1)参照）

保育認定を受ける場合

保育園、認定こども園(保育部分)の利用を希望する場合は、市役所の窓口へお申し込みください。利用調整を行い、入所可能施設の決定を行います。

◆提出書類

- ①特定教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書
- ②保育の必要性を証する書類（6 ページ(1)参照）
- ③家庭状況に応じて必要な書類（6 ページ(2)参照）
- ④保育園等申込児童の問診票
- ⑤保育所等入所に係る重要事項確認書兼同意書

※いずれの書類も申請児童 1 名につき、1 部必要です。

※新年度入所申込期間中の流れについては、1 ページをご覧ください。

保育所等利用申込手続きに『マイナンバー（個人番号）』の記載が必要です。

マイナンバー制度の実施により、「施設型給付費・地域型保育給付費等 特定教育・保育給付認定申請書 兼 入所(園)申込書」等の申請書類には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

上記申請書の保護者欄と申請児童欄にマイナンバーの記載及び提示が必要です。

また、申請時には、お越しいただいた方の身元確認を行いますのでご協力をお願いいたします。

1. 番号確認書類 マイナンバー確認に提示が必要な書類（※保護者（父母）と申請児童）

	書 類 名
マイナンバーカードがある場合	マイナンバーカード
マイナンバーカードがない場合 ※いずれか1点で可	①マイナンバー通知カード ※通知カードに記載されている住所や氏名に変更がない場合のみ使用可能 (裏面に変更後の記載がある場合は使用可能) ②マイナンバー記載の住民票 ③マイナンバー記載の住民票記載事項証明書 ※個人番号通知書は使用できません

2. 身元確認書類 身元確認に提示が必要な書類（※申請書を持参される方）

書 類 名
マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き証明書



5. 入所申込みに必要な書類

(1) 保育の必要性を証する書類

保育を必要とする事由		提出が必要な書類	添付書類
就労	会社員・内職 パート・アルバイト等	就労証明書 ※就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。	(自営業主の場合) 確定申告書の写し、開業届の写し、営業許可書の写し等 (事業従事者の場合) 専従者であることの確認ができる書類の写し 直近3ヶ月の給与明細 シフト表 等
	自営業・農業 漁業 等		
妊娠・出産		病気・介護（看護）・出産・就学・求職 申立書	母子健康手帳の写し (表紙・出産(予定)日が記載されているページ)
疾病、障がい		病気・介護（看護）・出産・就学・求職 申立書	身体障害者手帳の写し、 療育手帳の写し、 診断書（家庭内保育が困難である旨記載のもの、申込時点で作成後6か月以内のもの）等
介護・看護		病気・介護（看護）・出産・就学・求職 申立書／タイムスケジュール（申立書裏面）	身体障害者手帳の写し、 介護保険証の写し、 療育手帳の写し、診断書、 精神障害保健福祉手帳の写し等
災害復旧		罹災証明書 等	
求職活動 (起業準備含む)		病気・介護（看護）・出産・就学・求職申 立書《入所後3か月以内に就労証明書等が提出 されない場合、 退所となります。 》	
就学		病気・介護（看護）・出産・就学・求職 申立書／タイムスケジュール（申立書裏面）	在学証明書及びカリキュラム等
育児休業中の継続利用		必要書類については、 保育幼稚園課までお問い合わせください	
虐待やDVのおそれ		保護命令書の写し、警察署への届出等	
その他、上記に類する状態として市が認める場合		市が必要と認める書類	

(2) 家庭状況に応じて必要な書類

状 況	必 要 書 類 (例)
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証の写し、戸籍謄本の写し
離婚を前提に別居している	離婚調停中であることがわかるもの（裁判所発行）
在宅障がい児(者)がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、 精神障害者福祉手帳 等の写し
保護者が海外勤務をしている	勤務先が発行する給与の支払証明など、海外での収入がわかる書類

※上記の他にも、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。



6. 申込みについての注意事項

よくあるご質問等につきましては、市HPに掲載しております。QRコードよりご確認ください。



- (1) 申込受付期間終了後（11月21日以降）、第1希望の施設の変更はできません。
 - (2) 4月1日から入所を希望する場合、申込受付期間終了後も随時受け付けますが、期間内に申込みを行った方が優先となります。空がない場合は、入所待ちとなります。
 - (3) 他市に住民登録がある方が入所を希望する場合は、住民登録をしている市区町村の保育担当課にお問い合わせください。なお、4月1日までに転入する予定の方は、当市にて申し込めますが、転入が確認できない場合は無効となりますので、お早めに手続きを済ませてください。
 - (4) 入所を希望するお子さまが生まれていない場合は、申込みできません。
 - (5) 育児休業から復職する場合、原則、入所後1ヵ月以内に復職していただく必要があります。また、復職後1ヵ月以内に復職証明書(市様式)を提出していただきます。(会社都合等の理由により復職が遅れることが分かった場合は、速やかに保育幼稚園課までご相談ください。)
 - (6) 特定教育・保育給付認定及び利用調整の採点については、令和6年4月1日時点の状況に基づいて行いますので、4月1日現在の保育の必要性に応じた書類を提出してください。
 - (7) 在園児で4月1日付の転園を希望される場合(下記の場合を除く)は3月末で退所となり、新規の申込みと同様の扱いになります。希望の施設に入所できない場合に元の施設を希望される場合でも、利用調整(優先順位による)の対象となります。なお、育児休業を理由とする新規申込みは認められません。(地域型保育所等の卒園児を除く)
- ★令和6年度申込より、2号認定を受けている新4・5歳児が転園を希望する場合、園に在籍したまま申請をすることができるようになりました。(申請可能施設は1施設のみ)
手続きの方法が異なりますので詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。
- (8) 提出された書類内容が事実と異なる場合は、認定及び入所内定を取り消す場合があります。
 - (9) 申し込み以降、世帯構成や保育を必要とする事由等に変更が生じた場合は速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
 - (10) 入所の申請を取り下げる場合や内定決定後に辞退する場合は、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。



7. 利用調整について

- ・利用調整とは、利用可能人数を超えて申込みがあった場合、おさまの世帯の状況や、提出していただいた書類などを総合的に判断し、優先度の高いおさまから入所内定を行うことです。
- ・調整に際しては、優先度を判断するために採点を行います(8ページ参照)。採点は基準に基づき、父母それぞれの状況に応じて基準点を算出したうえ、家庭状況等に関する調整点で加減を行い、合計点の高い方から入所が内定します。※先着順や抽選によるものではありません。
- ・申込みの状況によっては、希望する施設を利用出来ない場合があります。また、きょうだいで同じ施設の利用を希望されていても、同じ施設を利用できないことがあります。
- ・過去の保育料に未納がある場合(卒園児含む)は、利用調整において優先度が大幅に下がりますので、支払い忘れにはご注意ください。なお、一度に支払えない場合は納付相談に応じます。



8. 保育施設利用調整実施基準

四国中央市保育施設利用調整実施基準

1. 保育利用の優先順位に関する基準点

保育利用にあたる保護者の就労形態等					
番号	事由	類型	就労時間等	基準点	
1	就労	会社員、公務員、パート等	160時間以上/月	10	
			140時間以上/月	9	
			120時間以上/月	8	
			100時間以上/月	7	
			80時間以上/月	6	
			64時間以上/月	5	
			就労先の内定が確認できるもの (5月1日の就労開始まで) ※内職を除く	160時間以上/月	9
				140時間以上/月	8
				120時間以上/月	7
				100時間以上/月	6
		80時間以上/月		5	
		自営業 (農業・漁業従事者を含む)	中心者	160時間以上/月	10
				140時間以上/月	9
				120時間以上/月	8
				100時間以上/月	7
80時間以上/月	6				
協力者	160時間以上/月		8		
	140時間以上/月		7		
	120時間以上/月		6		
	100時間以上/月		5		
	80時間以上/月		4		
内職	64時間以上/月	3			
	64時間以上/月	4			
2	求職活動	雇用条件等を確認できる就労先内定者を除いた就労活動中(起業準備を含む)のもの	2	2	
3	妊娠・出産	出産8週前の月初から出産8週後の月末まで		9	
4	保護者の 疾病・障がい	入院	概ね1ヶ月以上の入院	10	
		居宅療養	常時臥床	疾病のため概ね1ヶ月以上臥床している場合	10
			精神疾患	精神疾患により保育に著しい支障をきたす場合	8
			一般療養	医師に1ヶ月以上の加療・安静を要すると診断された場合	7
		障がい	軽度の症状で通院・加療を要する	上記以外で医師に保育困難であると診断された場合	3
			身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者		10
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級所持者		8
身体障害者手帳4級以下所持者		6			
5	家族の 介護・看護	入院	常時付添の必要性がある場合	8	
		通院	週4日以上通院に付き添っている場合	6	
		自宅療養	自宅にて療養している場合	4	
6	就学	職業訓練校を含む学校等に就学するもの	160時間以上/月	10	
			140時間以上/月	9	
			120時間以上/月	8	
			100時間以上/月	7	
			80時間以上/月	6	
			64時間以上/月	5	
7	虐待・DV	虐待や配偶者から暴力を受ける恐れがある		10	
8	災害復旧	震災・風水害・火災等で家屋が失われ復旧にあたる場合		10	
9	育児休業中の 継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用しており、継続利用が必要と認められる場合 ※地域型保育施設及び乳児保育所の卒園児が対象		2	
10	その他	類似項目を適用し適宜指数を調整する			

◆注意事項

- ・採点は父母それぞれの基準点を合算し、調整点によって加減する。ただし、ひとり親世帯の場合は、いない方の親の点数を10とし、両親がいない場合は、養育者の勤務形態等の点数とする。
- ・保育を必要とする事由が複数ある場合、原則として配点の高いもので採点を行うものとする。
- ・保育を必要とする事由が複数あり、どの事由でも最低点に満たない場合、それぞれの事由に係る従事時間等を合算し、最も従事時間の長いものを主たる事由として採点を行うものとする。
- ・調整点については、該当するもの全てを加(減)算する。また、一つの区分において複数該当する場合は、該当するものうち最も点数の高いものを加算する。

2. 児童の家庭状況等に関する調整点

考慮すべき世帯の状況等			
番号	区分	適用	調整点
1	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	配偶者と離婚、死別、または未婚であるもの配偶者が拘禁中であるもの離婚を前提に別居しているもの	5
2	生活保護世帯	生活保護の受給世帯	3
3	親のいない家庭	死亡、行方不明、拘禁等の理由により親がいない場合	3
4	多子家庭	多子家庭の第3子以降である児童について	1
5	生計中心者の失業	生計中心者が失業し(自発的失業を除く)、速やかな就労が必要であると認められるもの	2
6	虐待・DVの恐れなど 社会的養護が必要な場合	保護証明(接近禁止命令、退去命令)を受けたもの「特別の支援を要する家庭」として、児童相談所等の通知を受けたもの	5
7	児童が障がい等を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当の受給者証を交付されているもの及び障がい児保育を行う必要が認められたもの	2
8	育児休業明け (10との重複不可)	育児休業明けで復職するもの 育児取得により退所していた児童が保護者の復職により再利用を希望する場合	1
9	きょうだい が同一施設等の 利用を希望する場合 (当項目内での重複不可)	既にきょうだいが入所を希望する施設等に在籍しているもの	3
		複数のきょうだいが同時に同一の施設等の利用を申し込むもの	2
10	認可外保育施設を利用して いる場合 (8との重複不可)	認可外保育施設を認可保育所利用開始の2ヶ月以上前から、16日/日以上、4時間/日以上利用しているもの	2
11	地域型保育所等の 卒園児	連携施設が確保されていない地域型保育施設(乳児保育所等)を入所期間満期による卒園に伴い4月に転園見込みの場合(2歳児クラスで保育が終了する保育施設についても同様)	5
12	保育士等 [※] の子どもの利用 ※ 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業または市長が認める保育施設で勤務する保育士資格・幼稚園教諭資格を有する者	就労時間等が140時間以上/月のもの	15
		就労時間等が100時間以上/月のもの	5
		就労時間等が64時間以上/月のもの	3
13	祖父母の状況	保育可能な、同居する65歳未満の祖父母がいるもの ただし、就労・疾病等で保育ができない場合は除く(確認できる証明が必要)	-1
		市内在住の祖父母がいないもの	1
14	申込児童以外に申込のない 未就学の兄弟姉妹がいる場合	家庭内等で保育可能な未就学の兄弟姉妹がいるもの ただし、その児童を介護する等、保育の必要性の事由に該当する場合を除く	-1
15	育児休業の延長による自宅 保育が可能である場合 (他の調整点との重複不可)	保育所等に入所できない場合、育児休業の延長が可能であるもの	-9
16	保育料等の未納がある場合	保育料等の未納がある期別数に応じて減点を行う <small>→ 別添録(最大-10)</small>	
17	幼稚園入園内定	幼稚園入園が内定されている場合	最下位
18	広域入所	市内在住児童の入所を優先するため、利用調整実施後の状況により判断する	調整協議

3. 点数が同点の場合の優先順位(以下の順とする)

1	兄弟姉妹と同一施設への利用が見込まれるもの(①、②の順とする) ①兄弟姉妹が既に入所しているもの ②兄弟姉妹が同時申込するもの
2	3~5歳児で小学校区内の保育施設を第1希望とするもの
3	地域型保育事業所等を卒園するもの
4	ひとり親家庭で同居する祖父母がいないもの
5	当該施設の希望順位が高いもの
6	基準点が高いもの
7	上記においても優先順位がつけられない場合は、世帯の状況等を総合的に判断し、入所調整を行う



10. 0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

原則として、父母の市民税所得割額の合計額に基づく階層区分により、保育料を決定します。保育料のほかに、施設が定める実費徴収費用については、施設ごとに異なります。

※保育料算定に必要な市民税所得割額については、個人情報のため電話及び窓口ではお伝えできません。そのため、勤務先から配付された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書」等をご覧いただくか、市民窓口センターにて世帯の所得課税証明書を取得し、確認してください。

0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

(単位：円)

階層区分	0～2歳児	
	標準時間	短時間
A 生活保護世帯	0	0
B 市民税非課税世帯	0	0
C1 市民税均等割世帯	14,000	13,700
C2 市民税所得割 48,600 円未満	17,000	16,700
D1 市民税所得割 64,700 円未満	22,000	21,600
D2 市民税所得割 80,800 円未満	26,000	25,500
D3 市民税所得割 97,000 円未満	28,000	27,500
D4 市民税所得割 121,000 円未満	31,000	30,400
D5 市民税所得割 145,000 円未満	37,000	36,300
D6 市民税所得割 169,000 円未満	42,000	41,200
D7 市民税所得割 235,000 円未満	47,000	46,200
D8 市民税所得割 301,000 円未満	54,000	53,000
D9 市民税所得割 397,000 円未満	57,000	56,000
D10 市民税所得割 397,000 円以上	57,000	56,000

軽減措置

○多子軽減

小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。

ただし、一般世帯のうちC1・C2及びD1階層のうち市民税所得割57,700円未満の世帯について（ひとり親世帯等についてはC1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯について）は、多子判定における年齢制限が撤廃され^(※1)、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

同居の有無を問わず、生計を一にする18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）以下の児童が4人以上いる世帯で、年長者から数えて4人目以降の児童については0円とします。（四国中央市独自の多子軽減）

○ひとり親世帯等^(※2)の軽減

C1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯については、標準時間の場合5,000円、短時間の場合4,900円とし、2人目以降は0円とします。

*1 学業等のため別居しているお父さまで、入所申込書に同居家族として申し出ていない場合は、書類による申し出が必要です。

*2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯等をいいます。



11. 3～5歳児の副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、これまでは保育料に含まれていた副食費は、保護者の皆様から実費を頂きます。ただし、所得や世帯状況等によって免除となる場合があります。

【1号認定及び2号認定子どもの副食費徴収免除の範囲】

・1号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
1 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
2 市民税非課税世帯	免除	免除	免除	
ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
3 市民税所得割額 77,100円以下	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
4 市民税所得割額 77,101円以上 211,200円以下	○	○	免除	小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント
5 市民税所得割額 211,201円以上	○	○	免除	小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順にカウント

・2号認定子ども

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	多子カウント
A 生活保護世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
B 市民税非課税世帯	免除	免除	免除	
ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
C 市民税所得割額 48,600円未満	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
D1 市民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	
D1 市民税所得割額 57,700円以上 64,700円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D2 市民税所得割額 64,700円以上 77,101円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
ひとり親・障がい者世帯	免除	免除	免除	生計を一にする最年長の子どもから順にカウント
D2 市民税所得割額 77,101円以上 80,800円未満	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント
D3～D10 市民税所得割額 80,800円以上	○	○	免除	小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順にカウント

※○・・・副食費負担

※第2子の半額措置はありません

※3号認定（0～2歳児クラス）の給食費は、これまでどおり保育料に含まれます

【四国中央市独自の多子軽減】

生計を一にする18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）以下の児童が4人以上いる世帯で、年長者から数えて4人目以降の児童についても免除されます。

市民税が不明な世帯の所得階層について

令和6年1月1日に四国中央市内にお住まいであった方で、税申告をされていない等のため、市民税額が不明な世帯につきましては、所得階層が最高階層区分となります。税務署又は市役所税務課において、税申告を行っていただき、確認できた翌月から市民税額に応じた所得階層に改めさせていただきます。



12. その他の保育サービスについて

(1) 一時預かりについて

保護者の就労や疾病、出産、看護、冠婚葬祭などで、一時的に家庭で保育が困難な場合に、保育施設でお子さまをお預かりするサービスです。週3回程度（月15日）を限度として利用することができます。

【利用料】

○ 1日 1,500円（前年度市民税非課税世帯/無料）

一時預かり施設

施設名	利用可能年齢	利用可能時間	電話番号	
乳児保育所こども村（私立）	満1歳～3歳	【月～金】 8時30分～16時	0896-56-1310	
乳児保育所こころ（私立）			0896-58-1787	
みしま乳児保育園（私立）	0歳（生後57日～）	【月～金】 9時～16時	0896-28-1512	
寒川保育園（公立）	満1歳～就学前		0896-28-6087	
土居保育園（公立）			0896-28-6372	
認定こども園アンジェリーナ（私立）			0896-74-6980	
東保育園（私立）			1歳児～就学前	0896-28-6085
妻鳥保育園（私立）			満4歳～就学前	0896-22-3980

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育を利用しているお子さまは利用できません。
- ・登録は1園においてのみ可能です。
- ・1人で歩行できること、離乳食が完了していることも条件となります。（みしま乳児保育園を除く）
- ・初めて利用される場合は、利用前に施設で登録申請と面談をしていただく必要があります。
なお、登録は年度ごとに必要です。
- ・受付方法等については、各施設で異なりますので直接お問い合わせください。

(2) 病児保育について

お勤めや急な用事など、やむを得ない事情で、ご家庭でお子さまの看護ができない場合、保護者に代わって、看護師・保育士が病気または病気の回復期のお子さまをお預かりして看護保育します。入院や、医療を行うものではありませんので、通院で治療の行える程度のお子さまが対象となります。四国中央市では、ふじえだファミリークリニックに委託し、病院内に開設しています。

【利用料】

○ 1日 2,500円（市民税非課税世帯/1,000円 生活保護世帯/無料）

名称	利用可能年齢	利用可能時間	電話番号
病（後）児保育ルーム エミリア	生後5か月～ 小学6年生まで	【月～金】 9時～17時半	0896-23-5925



13. 申込書の記入例

記入例

令和6年度 施設型給付費・地域型保育給付費等
特定教育・保育給付認定申請書 兼 入所(園)申込書

四国中央市長 宛

※市記載欄

2・3号	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間
歳	<input type="checkbox"/> 在園児経過措置
認定証番号	
<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 育休	年 月 日まで
小学校区()	

★代表保護者は保育料等の納付義務者となります。定及び施設入所を申請します。
すでに在園児がいる場合や、きょうだいで申込をさ保育料決定に必要な世帯情報及び課税情報を、四国中
れる場合、代表保護者は統一してください。 役へ提示することに同意します。

★市役所に提出する日を記入してください。

※ボールペンで記入してください。鉛筆または消えるペンで記入しないでください。

代表保護者	住所 四国中央市 三島宮川4丁目6番55号 ○○マンション 1001号室	申請日：令和 年 月 日
氏名	四国 太郎	第1連絡先 090 - 0000 - 0000 続柄(母) 第2連絡先 080 - 0000 - 0000 続柄(父) 第3連絡先 0896 - 28 - 60 22 続柄(自宅)

申請児童	フリガナ ショク ユメ 氏名 四国 ゆめ 性別 女 生年月日 令和2年 4月 25日 個人番号(マイナンバー) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 続柄 子 (第3子)
現在ご利用中の施設	() ※該当施設(認可外保育施設等含む)がある場合は必ずご記入ください。

①同居家族の状況(令和6年4月1日現在の年齢、学年を) ★令和6年4月1日現在の年齢を記入ください。
※学業や就労等のため別居している家族についても記入してください。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等の名称・学校名	備考
四国太郎	父	63年 8月 4日	35歳	株式会社○○○○	別居： <input type="checkbox"/> 有
四国ハナコ	母	2年 2月 25日	34歳	○○○四国中央店	別居： <input type="checkbox"/> 有 出産予定日： 復職日：R6.5.1
四国みらい	姉	H24年 6月 9日	11歳	○○小学校6年	
四国きらり	姉	H30年 5月 16日	5歳	○○認定こども園年長	
中央 克明	祖父	S34年 11月 13日	64歳	農業	

ひとり親の場合 離婚(年 月 日) 死別(年 月) 未婚
別居(年 月 日頃から) 【調停中 有 無 ※有の場合は確認できる書類を添付してください。】

生活保護の適用 有(年 月 日開始) 在宅障がい児(者)家庭 (対象者氏名)

②希望する利用期間・施設名

利用期間	第1希望	第2希望	第3希望
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年 4月 1日から	○○認定こども園	●●保育園	□□保育園
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで	第4希望	第5希望	第6希望
<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで	××保育園	▲▲保育園	

■市記載欄

マイナンバー(個人番号)の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
①番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 入園が決まった場合に、通うことができる施設をご記入ください。
②身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 マイナンバー(個人番号)カード <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書(運転)免許証等 <input type="checkbox"/> その他書類2つ()

備考	
----	--

□ 以下の内容については、同時申込のきょうだいの申請書に記入済みのため省略(きょうだい氏名：)

③保育の利用を必要とする状況等

③・④の内容については、きょうだいと同時に申込をする場合に限り、どちらか一方のきょうだいの申請書に記入していれば省略が可能です。

保育の利用を必要とする事由 ※就労状況については添付書類の就労証明書にて確認します	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(雇用・自営・内職・) <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業の取得に係る子ども以外の入所 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他 ()		
		① 1日当りの就労時間 8 時間	② 1ヶ月の就労日数 21 日	③ 1ヶ月の就労時間 168 時間 (①×②)
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(雇用・自営・内職・) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 求職活動(起業予定を含む) <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業の取得に係る子ども以外の入所 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他 ()			
		① 1日当りの就労時間 7 時間	② 1ヶ月の就労日数 20 日	③ 1ヶ月の就労時間 140 時間 (①×②)
保育を希望する利用日時	利用曜日	利用時間帯		
	__月__曜日 から __金__曜日 まで		__7時__30分 から __17時__00分 まで	
	児童の送迎が可能なご家族 (<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父) ・ 祖母 ・ ()			
希望する保育必要量の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 標準時間 (1ヶ月の就労時間が120時間以上) → 保育時間 (最大11時間) <input type="checkbox"/> 短時間 (1ヶ月の就労時間が64時間以上) → 保育時間 (最大8時間)			
	◎実際にご利用いただける保育時間は、標準時間・短時間ともに、ご家庭で保育ができない時間帯のみです。			
備考	★この備考欄には、必要に応じて、就労状況の詳細や、保育を必要とする状況等について記入してください。			

④祖父母の状況

	フリガナ 氏名	年齢	就労	同居状況等	住所(別居の方のみ)	会社名等	備考
父方	祖父 シヨク ヒロシ 四国 広	65 歳	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡・離別	愛知県名古屋市〇〇番地	△△株式会社	
	祖母 シヨク ヨシコ 四国 良子	64 歳	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡・離別	同上	療養中	
母方	祖父	歳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡・離別			
	祖母	歳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡・離別			

★同居または死亡・離別の場合、他項目の記入は必要ありません。

★下線以降の記入は必要ありません。

■市記載欄

・父 親	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 申立書(求職/病気/介護(看護)/就学) <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 保育困難証明書 <input type="checkbox"/> 育休期間証明書
・母 親	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 申立書(求職/出産/病気/介護(看護)/就学) <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 保育困難証明書 <input type="checkbox"/> 育休期間証明書
・在宅障がい児(者)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳
・ひとり親	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給(有・無) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本写
・その他	<input type="checkbox"/> 在学証明書(時間割) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(有・無) <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 保育必要量の変更申請書



14. 利用施設一覧



幼稚園（4園）

運営	施設名	利用定員	入所可能年齢	所在地	電話番号	開園時間
公立	新宮幼稚園	30	3歳児～	新宮町新宮 460 番地	28-6418	8:30~14:00
	三島東幼稚園	90		上柏町 99 番地	28-6089	
	三島南幼稚園	80		豊岡町大町 190 番地	28-6091	
	土居東幼稚園	70		土居町津根 3703 番地 1	28-6364	

保育所（15園）

保育園施設案内はこちらから→



運営	施設名	利用定員	入所可能年齢	所在地	電話番号	開園時間(*1)
公立	金生保育園	120	1歳児～	金生町下分 1653 番地 1	28-6273	7:30~18:30
	上分保育園	45		上分町 545 番地 1	28-6272	
	松柏保育園	100		下柏町 389 番地	28-6084	
	中曽根保育園	120		中曽根町 1489 番地	28-6083	
	寒川保育園	90		寒川町 1388 番地 3	28-6087	
	豊岡保育園	60		豊岡町大町 1892 番地 1	28-6088	
	小林保育園	70		土居町小林 834 番地	28-6373	7:30~18:30 (延長保育) 7:00~7:30 18:30~19:00
	土居保育園	90		土居町土居 1570 番地	28-6372	
	北保育園	60		土居町蕪崎 712 番地	28-6374	
	北野保育園	30		土居町北野 1522 番地	28-6376	
私立	妻鳥保育園	120	1歳児～	妻鳥町 573 番地 1	22-3980	7:30~18:30 (延長保育) 7:00~7:30 18:30~19:00
	乳児保育所こども村	60	生後 100 日～ 2歳児	金生町山田井 107 番地	56-1310	7:30~18:30
	乳児保育所こころ	60		川之江町 2290 番地	58-1787	
	東保育園	90	1歳児～	三島朝日 1 丁目 5 番 29 号	28-6085	7:30~18:30 (延長保育) 7:00~7:30 18:30~19:00
	みしま乳児保育園	90	生後 57 日～ 2歳児	中之庄町 542 番地	23-1311	7:30~18:30 (延長保育) 18:30~19:00

認定こども園（8園）

認定こども園施設案内はこちらから→



運営	施設名	利用定員	入所可能年齢	所在地	電話番号	開園時間 ^(*1)
公立	川之江こども園	保育 120 教育 75	(保育) 生後6か月～ ※金田こども園 は1歳児～	川之江町 1061 番地 6	28-6270	7:30~18:30 (教育時間) 9:00~14:00
	金田こども園	保育 75 教育 15		金田町金川 203 番地 1	28-6275	
	土居東こども園	保育 75 教育 30		土居町津根 1650 番地	28-6375	
私立	認定こども園 金生幼稚園	保育 70 教育 75	(保育) 生後6か月～ (教育) 3歳～	金生町下分 701 番地	58-6510	7:30~18:30 教育時間は各施設に お問い合わせください。
	認定こども園 三島幼稚園	保育 100 教育 120		三島宮川 3 丁目 20 番 4 号	24-3183	
	緑ヶ丘認定こども園	保育 105 教育 150		金生町山田井 350 番地	58-6111	
	愛和認定こども園	保育 60 教育 150		中之庄町 1216 番地	24-3533	
	認定こども園 アンジェリーナ	保育 65 教育 15		土居町上野乙 158 番地 1	74-6980	

地域型保育（3園）

地域型保育事業所案内はこちらから→



運営	施設名	利用定員	入所可能年齢	所在地	電話番号	開園時間
私立	【事業所内保育事業所】 保育施設 しゃぼん玉	19 従業員枠 有	生後2か月～ 2歳児	上分町 861 番地 20	56-1786	8:00~19:00 ^(*2) (延長時間) ※従業員枠のみ 7:00~8:00 19:00~20:00
	【小規模保育施設】 ひまわりハッピー保育園	12	生後4か月～ 2歳児	金生町山田井乙 18 番地 1	22-4550	7:30~18:30
	【事業所内保育事業所】 ヤクルト法皇保育園	19 従業員枠 有	生後6か月～ 2歳児	妻鳥町 624 番地 1	22-3518	7:30~18:30

*1 開園時間のうち、保育標準時間は 7:30~18:30、保育短時間は 8:30~16:30 となります。

*2 開園時間のうち、保育標準時間は 8:00~19:00、保育短時間は 8:00~16:00 となります。

※令和5年10月1日時点の情報です。

保育料の滞納について

保育料や給食費は、納め忘れを防ぐため、口座振替によるお支払いをおすすめしております。

保育料は、保育所等を運営するための費用に充てられる大切なものです。滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。

本市では、税務課に「債権管理対策室」を設置し、収納対策の強化に取り組んでおります。保育料が納期限までに納付されない場合には、勤務先への給与照会等の財産調査、法令の規定による滞納処分といった手続きを行うことがあります。

何らかの事情で納付できない場合は、児童手当からの徴収や分割納付などのご相談に応じますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

